

# 紙類の排出ルールが変わっています

## リサイクル可能な紙類の 清掃工場への 持ち込みは**禁止**です



ごみとして出したり、ごみに混ぜたりすることはできません

【機密書類も搬入禁止の対象です】

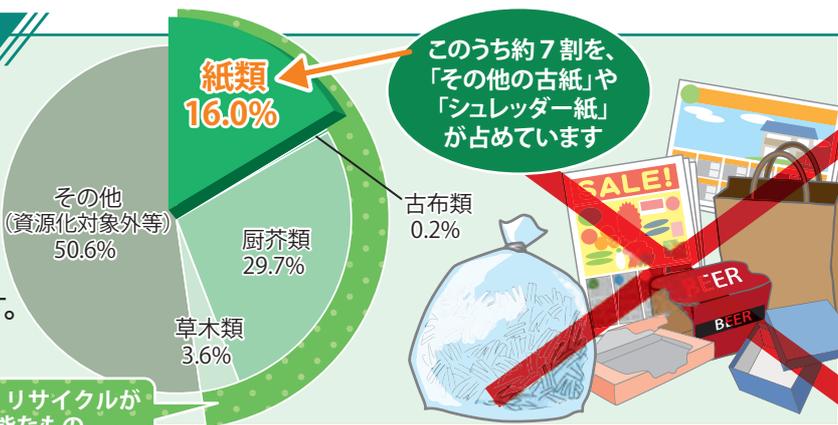


### 事業系ごみの内訳

リサイクル可能な紙類は、令和6年1月1日から清掃工場への搬入を禁止し、ごみとして出せなくなっていますが、まだまだこれらの紙類が**16.0%**も事業系ごみに混ざっています。

〈令和6年度事業系一般廃棄物排出実態調査結果〉  
※端数処理により合計が合いません。

減量化・リサイクルが可能なもの



堺市環境マスコット  
キャラクター「ムーちゃん」



地球環境問題の解決・清掃工場の安定稼働に向け、

## 紙類は、分別してリサイクルへ!

分別することでごみならず、新しい紙製品に生まれ変わることができます!



# リサイクル可能な紙類の品目 (清掃工場への搬入禁止対象)

## 新聞



## 雑誌



書籍/  
カタログ/ノート/  
パンフレット/辞典/  
手帳等

## ダンボール



※防水加工したものを除く

## OA紙



コピー用紙/  
コンピューター用紙

## その他の古紙



## シュレッダー紙

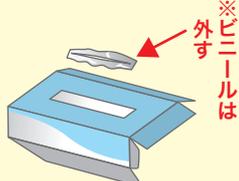


リサイクルできる紙類を  
シュレッダーに  
かけたもの

## その他の古紙の具体例



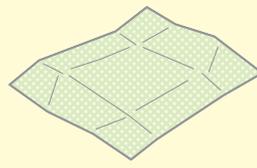
紙箱



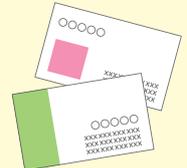
ティッシュの紙箱



紙袋



包装紙



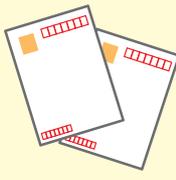
名刺



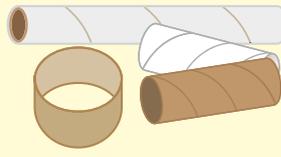
チラシ・プリント



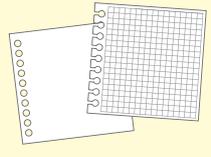
封筒



はがき



紙の芯



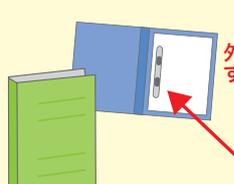
メモ用紙



ダイレクトメール



カレンダー



フラットファイル

ここに例示のない紙類のリサイクルの可否は、市ホームページを参照いただくか、直接リサイクル業者へお問い合わせください。



↑  
品目等の  
詳細はこちら

## 出し方の基本ルール

1. 回収品目ごとに分別する(その他の古紙は、雑誌と一緒に出せます)。
2. ダンボールは折りたたむ。紙箱は開いて平らにする。
3. 回収品目ごとに大きさをそろえてひもでしばる(シュレッダー紙は透明の袋に入れる)。

※具体的な分別方法・出し方は、契約するリサイクル業者と相談のうえ決定しましょう。

## お願い

## 紙以外のものは取り除いてください!



ビニール袋に入ったままのカタログ

※選別の際、作業員が一つ一つ手で取り除いています(>\_<)

### 【例】

- ・紙袋のプラ製取っ手、ティッシュの空箱や窓あき封筒のフィルム
- ・クリアホルダー、プラ製ファイル、CDや不織布のCDカバー
- ・金属類・・・ファイルやバインダーの留め具、カレンダーの金具、クリップ等 (ホッチキス針程度はOK)
- ・紙に貼られた粘着質のもの (シール・テープ)



### 「紙ひも」を使おう!

- ビニール袋やビニールひもでなく、紙ひもを使うと一緒にリサイクルできます!
- ガムテープをひも代わりに使わないでください!



# 資源化の方法 (業者への依頼)

## ① 事業系ごみ (一般廃棄物) の収集運搬業者に相談する

- ・事業系ごみの収集運搬を契約する業者 (堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者) に相談してください。

※市へ継続ごみ収集の申し込みを行っている場合は、②へ。



## ② 古紙リサイクル業者に回収を依頼、または自ら持ち込む

- ・古紙を取り扱う業者に回収を依頼したり、直接持ち込んだりすることが自由にできます。
- ・以下の事業所や回収拠点の一覧は、市ホームページでもご参照いただけます。

### 堺市古紙回収協力事業所一覧

最新の情報はこちら→



当該協力事業所の営業時間内であれば、自由に古紙を持ち込むことができる、**市が推奨する制度**に基づいた事業所一覧です。

### 堺市再生古紙取扱事業所紹介一覧

最新の情報はこちら→



紹介を希望する再生古紙取扱 (回収・持込) 事業所の一覧です。  
機密文書の対応に関する情報も発信しています。

※一覧は事業者から依頼のあった内容をそのまま掲載するため、市がその内容を保証するものではありません。  
事業者間でトラブルが発生しても、市は一切の責任を負わないことをご了承ください。

### 【機密文書の処理】

個人情報等を含んだ機密文書であっても、機密が守られるリサイクル処理の手法があります。契約している業者や専門の処理業者に問い合わせてみましょう。



#### 〈例〉◇破碎 (裁断) 処理

リサイクル対応型のシュレッダー機器による裁断。持ち込み、回収のほか専用車両による出張裁断など。

#### ◇直接溶解処理

製紙工場のパルパー (溶解機) に直接投入します。立ち会いができたり、溶解証明書発行が可能な業者もあります。

### 民間施設の古紙等回収拠点一覧

最新の情報はこちら→



古紙の持ち込みが可能な民間施設 (店舗等) を紹介しています。

※基本的には家庭から出る古紙が対象ですが、近隣の少量排出事業所 (店舗・事務所等) からの持ち込みも可能です。  
ただし、一度に大量の持ち込みはご遠慮ください。



#### ■紙類のリサイクル・許可業者について

堺市 環境局 環境事業部 資源循環推進課  
TEL (072) 228-7479 FAX (072) 228-7063

#### ■市の継続処理について

堺市 環境局 環境事業部 環境業務課  
TEL (072) 228-7429 FAX (072) 229-4454

#### ■清掃工場への搬入禁止について

堺市 環境局 環境事業部 クリーンセンター管理課  
TEL (072) 252-0815 FAX (072) 251-9646

問い合わせ先

堺市 事業所紙類リサイクル

